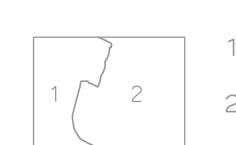
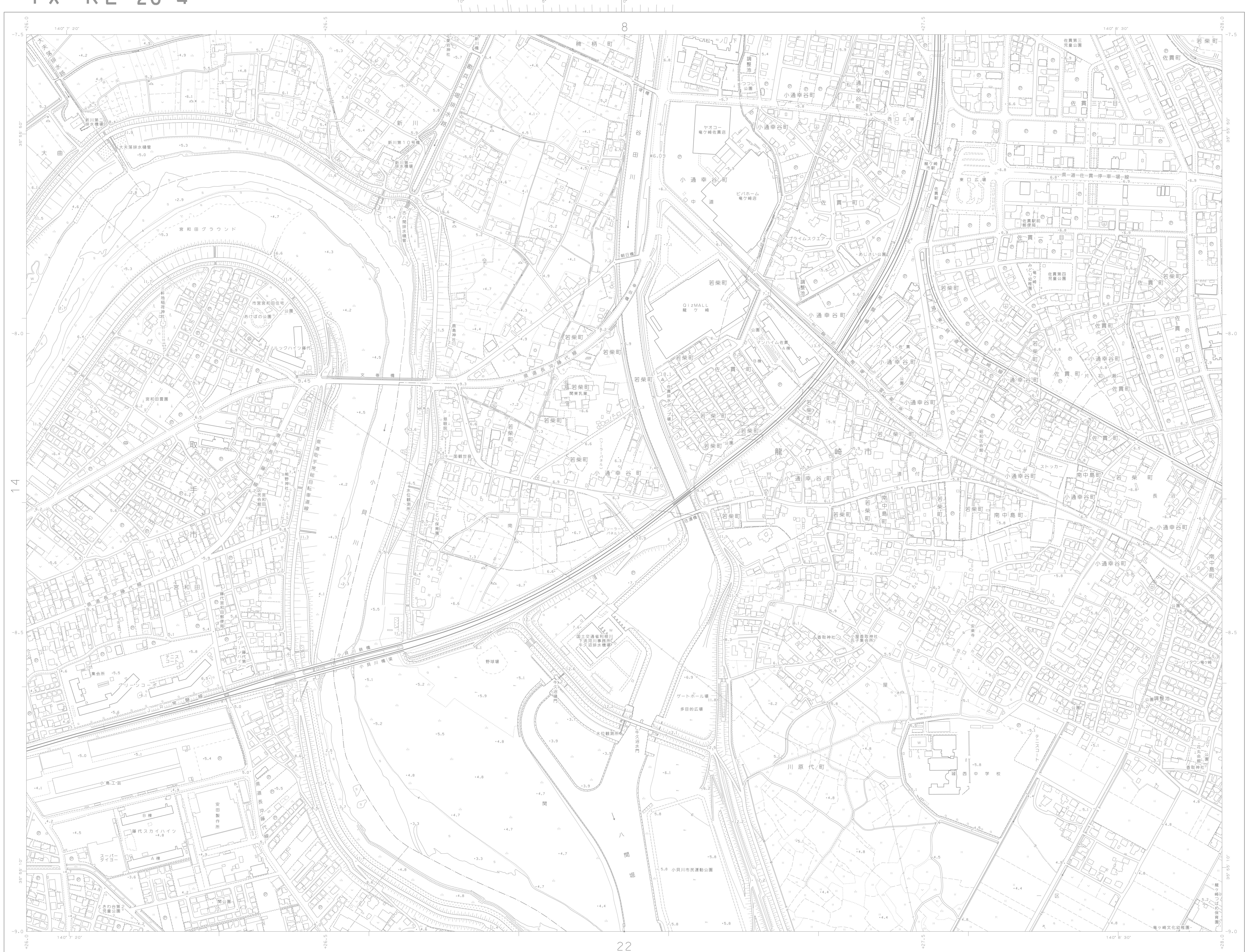


1 : 2,500      No. 15  
I X - K E    26-4

# 取手市都市計画基本図 15



令和 4 年 測量



1. 令和 3 年 1 月撮影 撮影コース (C4, C5)  
令和 3 年 1 月現地調査  
2. 龍ヶ崎市都市計画基本図を編集

# 取手市基準点成果表

A scale bar and north arrow are located at the bottom of the page. The scale bar is a horizontal line with tick marks every 50 units, labeled from 0 to 500m. Above the scale bar, the text "1: 2500" is centered. A small north arrow points upwards.

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである  
(助言番号) 令2 関公 第612号」

# 計画機関 取手市 作業機関 朝日航洋株式会社

No. 15

No. 15(IX-KE 26-4)



**記号**

普通建物	△ 37.2 三角点
堅ろう建物	□ 25.62 水準点
堅ろう無壁舎	◎ 42.3 多角点及び標石を有する図根点等
普通無壁舎	▽ 35.6 公共(三)基準点
	▣ 25.73 公共(水)基準点
	・ 12.3 標石を有しない点
	・ 15.8 国化測定による標高点
	△ 37.2 電子基準点

官公署	門
裁判所	屋
検察庁	墓
税務署	記念碑
郵便局	立碑
森林管理署	路傍祠
交番。駐在所	灯ろう
消防署	鳥居
職業安定所 (ハローワーク)	自然災害伝承碑
役場の支所及び出張所	トンネル坑口
神社	独立樹(広葉樹)
寺院	独立樹(針葉樹)
キリスト教会	油井ガス井
学校	起重機
幼稚園。保育園	タングク
公会堂。公民館	煙突
老人ホーム	高塔
保健所	電波塔
病院	風車
銀行	灯台
協同組合庫	水位観測所
火薬庫	灯標
工場	送電線
変電所	ヘイキ段
揚排水機場	地下街・地下鉄等出入り口
ガソリンスタンド	材料置場
駐車場	太陽光発電設備
指示点	噴火口・噴気口
	温泉・鉱泉
	洞口

真幅道路	普通鉄道
庭園路	路面の鉄道
徒歩道	特殊軌道
建設中	索道
建設中の道路	建設中の鉄道
歩道。分離帯	プラットホーム及び跨線橋
道路橋	鉄道橋
徒橋	鉄道の雪覆い等
横断歩道橋 道路の雪覆い等	停留所電車
並木	区域界
人工斜面	植生界
土堤等	耕地界

都。府。県界	町村。指定都市の区界
北海道の支厅界	大字。町(丁)界
市界	所属界

田	果樹園	園庭
畠	その他の樹木畠	荒地
さとうきび畠	山	はい松地
パインブル畠	芝地	しの地
桑畠	広葉樹林	やし科樹林
茶畠	針葉林	湿地

被覆	滝	露岩
小	せき	水門
大	一ノ条河川	渡船発着所
地上	水	流れ方向
輸送管	小	かれ川
空間	不透過水制	砂れき地
敷石斜坂	大	水がい線
透過水制	浮桟橋	露岩
木製桟橋	鐵。コンクリート桟橋	さんご礁

砂防ダム	250	雨裂
池	散岩	岩がけ
ダム	計曲線	大(岩)
W	主	大(岩)
小	土がけ	岩がけ
大	おう地	岩がけ
砂	補助曲	大(岩)
防	主	岩がけ
ダム	土がけ	大(岩)
大	おう地	岩がけ
小	主	岩がけ

座標系は平成14年国土交通省告示  
第9号の規定による第IX座標系  
平面直角座標値は、世界測地系による  
投影は横メルカトル図法  
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位  
方眼は0。5キロメートル間隔  
図郭に表示してある経緯度目盛りは10秒間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル  
☆印は真北方向を表示  
矢印は磁北方向を表示  
茨城県地盤沈下水準点の基準日は令和\*年\*月\*日